

函館市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生管理指導要綱

第1 目的

この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備及び、衛生管理並びにその適正な利用方法の周知に関し営業者が遵守すべき事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び、向上に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗たく機乾燥機等の洗たくに必要な設備（共同洗たく設備として、病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- 3 この要綱において「営業施設」とは、営業者が公衆の洗たくの用に供する施設をいう。

第3 構造設備基準

営業者は、営業施設の構造設備が、別表1に掲げる構造設備基準に適合するよう努めなければならない。

第4 管理基準

営業者は、別表2に掲げる管理基準により、営業施設を衛生的に管理しなければならない。

第5 利用基準

営業者は、営業施設の利用方法について、別表3に掲げる利用基準に関し必要な事項を、営業施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第6 営業施設の開設届及び確認等

- 1 営業施設を開設しようとする者（以下「開設者」という）は、別記第1号様式による開設届を、市立函館保健所長（以下「保健所長」という）に提出するものとする。
- 2 保健所長は、前項の届出に係る営業施設の構造設備が、別表1に掲げる構造設備基準に適合すると認めたときは、別記第2号様式による確認証を、開設者に交付するものとする。
- 3 確認証の交付を受けた営業者は、第1項による届出事項に変更を生じたとき又は、当該営業施設を廃止したときは、速やかに別記第3号様式による変更届又は、別記第4号様式による廃止届を保健所長に提出するものとする。

第7 立入調査等

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、関係職員を営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める事項の遵守状況を調査させるものとする。
- 2 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める事項に適合していないと認めるときは、当該営業施設の営業者に対し、営業施設の改善その他必要な指導を行うものとする。

第8 台帳

保健所長は、別記第5号様式による施設台帳を備え、これを整理しておかなければならない。

第9 施行期日及び経過措置

- 1 この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に開設している営業施設を有する営業者は、この要綱の施行の日から昭和58年8月31日までの間に、第6第1項に規定する開設届を、保健所長に提出するものとする。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1

構造設備基準

- 1 施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
この場合、施設の床面積（Q）は設置する洗濯機及び乾燥機の台数（N）に応じ、次式により算出した面積（m²）以上であることが望ましいこと。
$$Q \text{ (m}^2\text{)} = 5.5 + 1.2N$$
- 3 施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は排水及び清掃が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 7 水洗いにより、洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 有機溶剤を用いて、洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という）を設置する施設は、次によること。
 - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は、局所排気設備を備えること。
この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
- 9 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁により区隔されていること。
- 10 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係の無い機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障の無い場所に設けること。
- 11 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

別表2

管 理 基 準

1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに利用者に対し、別表3の利用基準に関する事項について、適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは、差し支えない）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防出の点検等、有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。
- (5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

2 講ずべき措置

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め必要に応じ、施設、又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。この場合、各作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましいこと。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。この場合、CO₂濃度が1,000ppm以下で、かつ、CO₂濃度が10ppm以下であることが望ましいこと。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。

- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉の取っ手等の、利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は、清掃を行い適宜、塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい)
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。(水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい)
- (13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講ずること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、正常な有機溶剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。

特に、洗濯物出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。
 - カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともにその保管及び取扱いに当たっては安全衛生に十分留意すること。

別表 3

利用基準に関する事項

1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
特に、油の付着した洗濯物の乾燥に当たっては次の点に留意すること。
 - ア 事前に十分油を除去すること。
 - イ 過大な詰め込みをしないこと。
 - ウ 乾燥後、放冷を十分すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止等に関すること。
- (3) 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したオムツ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。
(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合はその旨を記載すること。)
- (5) その他施設の衛生保持及び安全確認のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。

別記第1号様式

コインオペレーションクリーニング営業施設開設届

平成 年 月 日

市立函館保健所長 様

開設者
住所
氏名

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

函館市コインオペレーションクリーニング施設衛生管理指導要綱第6
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称および所在地
- 2 衛生管理責任者の住所および氏名
- 3 有機溶剤管理責任者の住所および氏名
- 4 開設の予定年月日
平成 年 月 日
- 5 構造設備の概要
別紙のとおり
- 6 附近見取図および営業施設平面図
別紙のとおり

構造設備等の概要

構造設備	延面積	m ²	使用水	水道水、その他()	
	床材	洗濯機設置部分			
		その他			
	腰壁			喚気設備	換気扇(∅ cm、台)
	採光・照明	採光窓面積 照明	m ² W	排水の放流先	
手洗設備	有・無		給湯設備	有()・無	
洗濯機等		メーカー・型式	処理容量(kg)	使用水 (湯水の別)、 溶剤	台数
	コインランドリー用洗濯機				台
	乾燥機			温度調節範囲	台
				℃ ~ ℃	
	ドライ用洗濯機				台
	気化溶剤の回収装置				
排気管開口部の高さ					m
その他	消毒薬			消毒回数	
	洗濯かご	ヶ		ゴミ容器	有・無
	有機溶剤の保管場所			清掃用具の保管場	箇所
	衛生管理責任者の連絡先の掲示				有・無

別記第2号様式

確認番号()第 号

コインオペレーションクリーニング営業施設

確 認 証

函 館 市

開設者住所	
開設者氏名	
施設の所在地	
施設の名称	

上記施設は、函館市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生管理指導要綱に規定する構造設備基準に適合していることを確認する。

平成 年 月 日

市立函館保健所長

別記第3号様式

コインオペレーションクリーニング営業施設変更届

平成 年 月 日

市立函館保健所長 様

開設者 住 所
氏 名

〔法人にあってはその名称，主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

函館市コインオペレーションクリーニング施設衛生管理指導要綱第6
第3項の規定により，次のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称および所在地
- 2 変更事項
- 3 変更年月日

平成 年 月 日

※ 構造設備を変更したときは，新旧双方の関係が判明する図面および書類を添えること。

別記第4号様式

コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届

平成 年 月 日

市立函館保健所長 様

開設者 住 所
氏 名

〔法人にあってはその名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

函館市コインオペレーションクリーニング施設衛生管理指導要綱第6
第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称および所在地

2 廃止年月日

平成 年 月 日

別記第5号様式

コインオペレーションクリーニング営業施設台帳

No. _____

施設	名称			確認年月日	年	月	日
	所在地	電話		確認番号	第	号	
営業者	氏名						
	住所						
管理責任者	氏名			管理状況	常勤・非常勤		
	住所	電話					
施設の概要	延床面積			他の用途との区別	有・無		
	床の材質			採光照明の方法			
	腰壁材質			換気の方法			
	使用水			排水の方法			
主要設備		メーカー・型式	処理容量(kg)	使用水(溶剤)	台数		
	ランドリー用洗濯機						
	乾燥機			温度			
				℃～℃			
	ドライ用洗濯機						
気化剤回収装置							
その他	手洗設備	有・無		清掃用具保管場所			
	洗濯かご	有・無		有機溶剤保管場所			
	ゴミ容器	有・無		管理責任者の連絡先表示	有・無		
	消毒薬	有()・無		消毒回数	日/回		
変更事項	年月日	内容					
	・						
	・						
	・						
	・						
指導事項	・						
	・						
	・						
	・						
	・						